重要事項説明書

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　介護老人保健施設 リハビリセンター グリーン TAOKA
・開設年月日　　平成３年９月３日（令和６年７月１日移転）
・所在地　　徳島市川内町北原３１番地３
・管理者　　中川　清美
・電話番号　　０８８－６７８－５５５５
・ファックス番号　　０８８－６７８－５８６５
・介護保険指定番号　介護老人保健施設（３６５０１８０２０５号）

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設 リハビリセンター グリーン TAOKA の運営方針］

『リハビリセンター グリーン TAOKA では、入所者の皆さんが、安心して生活が出来、入所者の自立の支援と、家庭復帰を目指しております。また、明るく家庭的な雰囲気を重視し、家族や地域との連携を密にした、運営をいたします。』

（３）施設の職員体制

	常勤換算	夜　間	業務内容
・医師	１名以上		診療医学管理・指導管理
・管理者	１名以上		運営管理
・看護職員	10 名以上	（１名）	看護業務
・薬剤師	１名以上		薬剤管理
・介護職員	22 名以上	（３名）	介護業務
・支援相談員	１名以上		相談業務（苦情処理）
・理学療法士	１名以上		リハビリ業務及び指導管理
・作業療法士	１名以上		リハビリ業務及び指導管理
・(管理)栄養士	１名以上		栄養ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画及び栄養指導
・介護支援専門員	１名以上		サービス計画書作成指導管理
・事務職員	１名以上		事務業務
・その他	１名以上		清掃・洗濯業務・営繕等

（４）職員の勤務体制

医師	日勤	8:30 ～ 18:15	支援 相談員	早出③	8:00 ～ 16:45
薬剤師	日勤①	8:30 ～ 17:15		日勤①	8:30 ～ 17:15
看護職員	早出②	7:30 ～ 16:15		日勤②	9:00 ～ 17:45
	日勤①	8:30 ～ 17:15	リハビリ 職員	日勤①	8:30 ～ 17:15
	夜勤①	16:15 ～ 翌 9:15		日勤②	9:00 ～ 17:45
	準夜	16:15 ～ 翌 1:00	メディカルサポーター	日勤①	8:30 ～ 17:15
介護職員	早出①	7:00 ～ 15:45	通所 リハビリ	早出③	8:00 ～ 16:45
	日勤①	8:30 ～ 17:15		日勤①	8:30 ～ 17:15
	日勤②	9:00 ～ 17:45		日勤②	9:00 ～ 17:45
	遅出①	10:00 ～ 18:45	（管理） 栄養士	日勤①	8:30 ～ 17:15
	遅出②	10:45 ～ 19:30		日勤②	9:00 ～ 17:45
	遅出③	11:00 ～ 19:45	事務等	早出②	7:30 ～ 16:15
	夜勤②	16:30 ～ 翌 9:45		早出③	8:00 ～ 16:45
	深夜	2:00 ～ 10:45		日勤①	8:30 ～ 17:15
介護支援専門員	日勤①	8:30 ～ 17:15		日勤②	9:00 ～ 17:45

（５）入所定員等

・定員　　９５名

・療養室　「個室：７室」、「２人室：１０室」、「４人室：１７室」

２．サービス内容

① 施設サービス計画の立案
② 医学的管理・看護
③ 介護
④ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
⑤ 相談援助サービス
⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑨ 理美容サービス
⑩ 行政手続代行
⑪ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．利用料金

（１）基本料金（別紙２参照）

① 介護サービス費

（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度と負担割合（1 割～3 割負担）によって利用料が異なります。その他、個々の状態に応じて加算の料金が発生します。）

② 食費（食材料費として実費。但し、減額対象者は負担額に上限があります。）
③ 居住費（居住費として実費。但し、減額対象者は負担額に上限があります。）

（２）その他の料金

① 特別室利用料（実費）※別紙２参照

② 理美容代（実費）

③ インフルエンザ予防接種費（施行前に同意をいただきます）

（３）支払い方法

・毎月１５日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、「現金支払い」・「銀行振込」・「銀行振替」があります。入所契約時にお選び下さい。

４．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

・協力医療機関

・名　称　　医療法人　きたじま倚山会　きたじま田岡病院

・住　所　　板野郡北島町鯛浜字川久保３０番地１

・名　称　　医療法人 倚山会　田岡病院

・住　所　　徳島市万代町４丁目２番２

・名　称　　社会医療法人　養生園　TAOKA こころの医療センター

・住　所　　徳島市城東町２丁目７番地９

・協力歯科医療機関

・名　称　　ひまわり歯科　　喜多デンタルクリニック

・住　所　　徳島市勝占町中須 92-1　　徳島市沖浜 3 丁目 64 番地

５．施設利用に当たっての留意事項

飲酒・喫煙	施設内での飲酒、喫煙は出来ません。
現金等の管理	原則、現金を持ち込むことはできません。但し、小遣い程度の現金を事務所にて管理することは可能です。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
施設外での受診	外出・外泊時に受診を希望される場合は必ず事前に職員へご相談下さい。
電気製品の取り扱い	「電気ポット、電気ストーブ、電熱器等」の電気製品は危険なため、持ち込みをご遠慮いただいております。「電気毛布、電気アンカ」については必ず事前に職員へご相談ください。
設備・備品の利用	施設内の設備や備品は本来の使用方法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。

6．カスタマーハラスメントへの対応

（１）基本方針

当施設は、利用者および家族との信頼関係を大切にし、適切なサービス提供に努めます。

同時に、職員が心身ともに健康で安心して業務に従事できる職場環境の確保に努めています。そのため、利用者または利用者の家族、身元引受人その他関係者等からの不当な言動や過度な要求が職員の心身に支障を及ぼす場合には、施設として適切な対応を行います。

（2）カスタマーハラスメントの定義

当施設では、以下のような言動を「カスタマーハラスメント」と位置づけています。

・暴言、威圧的な言動、侮辱、人格否定
・過度な叱責、長時間の説教・電話、面談の要求、反復的な非難
・契約内容を逸脱した過度なサービス要求、執拗な要望
・職員個人への執拗な連絡、私的情報の詮索
・セクシュアルハラスメントに該当する言動
・暴力、物品の破損、脅迫に類する行為
・その他、職員の心身に支障を及ぼす行為全般

（3）施設の対応

上記の行為が確認された場合、当施設は以下の手順により対応します。

① 事実確認：関係職員から状況を聴取し、事実関係を確認します。
② 改善のお願い：管理者または担当職員より、言動の改善をお願いする場合があります。
③ 書面での注意喚起：改善がみられない場合、施設として書面により注意喚起を行います。
④ サービス提供の見直し：必要に応じて、担当者の変更、面会方法の調整、連絡手段の制限など、サービス提供方法を見直すことがあります。
⑤ 契約解除に関する事項：改善が得られず、施設運営や他利用者への影響が大きい場合、また信頼関係が損なわれ、安全かつ適切なサービス提供が困難であると判断した場合は、当施設は本契約を解除することができるものとします。
⑥ 警察・行政への相談：暴力、脅迫、器物破損などの行為があった場合には、警察や行政へ相談することがあります。

（4）職員保護と相談体制

職員がハラスメントを受けた場合には、速やかに管理者へ報告し、施設として対応します。職員個人が単独で対応することは求めません。また、必要に応じて法人本部、産業医、外部相談窓口等と連携し、職員の心身の安全を確保します。

（5）利用者・家族等へのお願い

当施設は、利用者が安心して生活できる環境を守るため、職員が適切なサービス提供に専念できる職場環境の維持に努めています。ご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

7．非常災害対策

・防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用滑り台、非常用階段等
・防災訓練：年２回（春季、秋季）

＜別紙１＞

介護保険施設サービスについて

◇入所受け入れ基準及び介護保険証の確認

１．介護保険証　　各市町村より要介護認定（要介護１～５）を受けている方

２．介護保険施設受け入基準

第１被保険者　６５歳以上

第２被保険者　４０歳以上６５歳未満　医療保険加入者

（１６種類の特定疾病により介護が必要な人）

３．高度の医療を必要とせず、家庭復帰の為、リハビリを必要とする方

◇ケアサービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・ご家族の希望を十分に取り入れ、計画の内容について同意をいただくようになります。

医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：

施設サービス計画（ケアプラン）に基づいて実施します。

口腔ケア：

毎日、利用者一人一人に合った口腔ケアの実施を自立支援にて行います。

機能訓練：

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

◇生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室、２人室、４人室

＊個室、２人室の利用には、別途料金をいただきます。

見守りカメラ：

全利用者に対して自立支援型見守りロボット〔A.I.Viewlife〕を導入しております。転倒予防対策、早期の事故対応、訪問回数の最適化によるストレス軽減等を目的としています。

天井走行リフト・床上走行リフト：

全室及び浴室に天井走行リフトを設置しています。併せて床上走行リフトも活用することにより利用者が快適な施設で安全に移乗・移動することができます。

食事：

朝食：８時００分～　　昼食：１２時００分～　　夕食：１７時３０分～

＊食事は原則食堂でお召し上がり頂きますが、ご状態に合わせて自室でお召し上がりいただくこともできます。

入浴：

週に２回実施致します。但し、利用者の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：

月１回、理美容サービスを実施します。

＊理美容サービスは別途料金（実費）をいただきます。

◇外出・外泊について

外出・外泊をご希望の際は事前に職員へご相談下さい。感染症対策により当施設医師の判断により外出・外泊を制限させていただく場合があります。

外出・外泊前には「外出外泊届」をご提出ください。

◇面会について

面会時間は、９時３０分から１１時３０分、１４時００分から１６時００分までです。（但し、感染症対策により面会方法及び時間を変更させていただく場合がございます。その際には詳細をご連絡致します。）

◇医療機関の受診、投薬について

介護老人保健施設では、提供サービスの中に医療も含まれており、日常的な医療については入所施設が担当することとなっています。（不必要に入所者のために往診を求めたり、又は医療機関へ通院させてはならないこととなっております。）

投薬についても当施設の医師が主治医として日々の状態の管理の下で処方することとなっているため、他の医療機関からの薬の持ち込みは原則として行うことができません。（ただし、入所時には１週間以上の薬の持参をお願いします。）

◇他機関・施設との連携

協力医療機関への受診：

当施設では、病院や歯科に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態や、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関をご紹介いたします。

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

◇苦情相談窓口

要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用ください。

苦情担当窓口	看護部　師長　　日野 沙織 電話：（０８８－６７８－５５５５）
各機関	□　徳島市高齢介護課 電話：（０８８－６２１－５５８６）
	□　　課 電話：（　　－　　－　　）
	国民健康保険団体連合会 電話：（０８８－６６５－７２０５）

個人情報の保護に関する説明について

「介護老人保健施設 リハビリセンター グリーン TAOKA」では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する、介護老人保健施設基本方針のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

利用者の介護サービスの提供に必要な利用目的

【介護老人保健施設内部での利用目的】

◎ 当施設が利用者等に提供する介護サービス

◎ 介護保険事務

◎ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち以下のもの

１．入退所等の管理　　３．事故等の報告

２．会計・経理　　４．当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を伴う利用目的】

◎ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち以下のもの

１．利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援事業者との連携、照会への回答

２．利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

３．検体検査業務の委託その他の業務委託

４．家族等への心身の状況説明

◎ 介護保険業務のうち以下の業務

１．保険事務の委託　　３．審査支払機関又は保険者からの照会への回答

２．審査支払機関へのレセプトの提出

◎ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

【当施設の内部での利用に係る利用目的】

◎ 当施設の管理業務のうち以下のもの

１．医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

２．当施設において行われる学生への実習への協力

３．当施設において行われる事例研究

【他の事業者等への情報提供に係る利用目的】

◎ 当施設の管理業務のうち以下のもの

１．外部監査機関への情報提供

＜別紙２＞　　介護保健施設サービス

利用料について

（令和６年７月１日以降）

【介護保険給付適応分】

◎　介護サービス費　「在宅強化型」（１日当たり）

介護区分	「多床室」	「従来型個室」
要介護１	８７１　単位	７８８　単位
要介護２	９４７　単位	８６３　単位
要介護３	１，０１４　単位	９２８　単位
要介護４	１，０７２　単位	９８５　単位
要介護５	１，１２５　単位	１，０４０　単位

※在宅強化型とは、在宅への復帰率、平均在所日数、重度者の割合が一定期間において、それぞれが一定以上を満たした場合に算定されます。

◎　在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）…　５１　単位／日

【地域に貢献する活動を行っており、『在宅復帰・在宅療養支援等指標※』が一定の数値以上（“Ⅱ”は合計が７０以上）である場合に加算されます。】

※『在宅復帰・在宅療養支援等指標』（以下の 10 項目の合計、最高 90 点）	
(1)在宅復帰率	50%超で 20 点、30%超で 10 点
(2)ベッド回転率	10%以上で 20 点、5%以上で 10 点
(3)入所前後訪問指導割合	35%以上で 10 点、15%以上で 5 点
(4)退所前後訪問指導割合	35%以上で 10 点、15%以上で 5 点
(5)居宅サービスの実施数	3 ｻｰﾋﾞｽで 5 点、2 ｻｰﾋﾞｽ（訪リハを含む）で 3 点、2 ｻｰﾋﾞｽで 1 点
(6)リハ職専門の配置割合	5 以上（PT,OT,ST の全てを含む）で 5 点、5 以上で 3 点、3 以上で 2 点
(7)支援相談員の配置割合	3 以上（社会福祉士の配置）で 5 点、3 以上（社会福祉の配置なし）3 点、2 以上で 1 点
(8)要介護４又は５の割合	50%以上で 5 点、35%以上で 3 点
(9)喀痰吸引の実施割合	10%以上で 5 点、5%以上で 3 点
(10)経管栄養の実施割合	10%以上で 5 点、5%以上で 3 点

※上記に該当なしは 0 点

◎　夜勤職員配置加算…　２４　単位／日

【夜勤帯に加算要件を満たす人員を配置した場合に加算されます。】

◎　サービス提供強化加算Ⅱ…　１８　単位／日

【介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が６０％以上の場合に加算されます。】

△　外泊時費用…　３６２　単位／日

【利用者が居宅へ外泊した場合に月に６日を限度として加算されます。他の医療機関へ入院された場合は算定されません。】

△　外泊時費用（在宅サービスを利用した時）…　８００　単位／日

【居宅に外泊中に当施設より提供される在宅サービスを利用した場合、１月に６日を限度として加算されます。上記の外泊時加算と併算定不可。】

◎　栄養マネジメント強化加算…１１単位／日

【常勤の管理栄養士を一定数以上配置し、低栄養状態のリスクが高い利用者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に沿って食事の観察や調整などを実施した場合に加算されます。】

△　初期加算（Ⅰ）…　６０　単位／日

【急性期医療を担う医療機関の一般病棟へ入院後３０日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した場合に算定されます。】

※定期的に空床情報をウェブサイト等に公表し、医療機関と情報共有を行っている場合

※過去３ヶ月に介護老人保健施設に入所履歴がない場合（Ⅱとの併用不可）

△　初期加算（Ⅱ）…　３０　単位／日

【入所後３０日間を限度として加算されます。】

※過去３ヶ月に介護老人保健施設に入所履歴がない場合（Ⅰとの併用不可）

△　療養食加算…　６　単位／回

【医師の発行する食事せんに基づき、利用者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合、１食毎に加算されます。】

△　経口移行加算…　２８　単位／日

【経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士等による栄養管理及び看護職員等による支援が行われた場合に加算されます。】

◎　短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）…　２５８　単位／日

【下記の（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、入所時や定期的に日常生活動作等の評価を行い、必要に応じて計画を見直している場合に加算されます。】

△　認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）…　２４０　単位／日

【下記の（Ⅱ）の要件を満たし、かつ、理学療法士等を適切に配置し、入所者が退所後生活する居宅または施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリ計画を作成した場合に加算されます。】

△　認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）…　１２０　単位／日

【認知症であると医師が判断し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、入所日から３ヶ月以内で週に３回を限度として集中的なリハビリテーションを行った場合に加算されます。】

△　リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）…　５３　単位／月

【入所者ごとのリハビリ計画書の内容を厚生労働省に提出し、必要に応じて　計画を見直す等必要な情報を活用及び関係職種間で内容を共有した上で、口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント加算を算定した場合に加算されます。】

※Ⅱとの併算定不可

△　リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）…　３３　単位／月

【医師、リハビリ職員等が共同し、リハビリテーション実施計画を利用者または家族に説明しリハビリテーションの質を管理すると共に、実施計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。】※Ⅰとの併算定不可

△　認知症行動・心理症状緊急対応加算…　２００　単位／日

【医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅で生活が困難であり緊急に入所することが適当であると判断し、その当日もしくは翌日に受け入れを行った場合に加算されます。】

△　若年性認知症入所者受入加算…　１２０　単位／日

【若年性認知症利用者を個別に担当者を定めて受け入れた場合に加算されます。】

△　ターミナルケア加算

（死亡日以前３１日以上４５日以下）…７２　単位／日

（死亡日以前４日以上３０日以下）…　１６０　単位／日

（死亡日前日・前々日）…　９１０　単位／日

（死亡日）…　１，９００　単位／日

【医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又はその家族等の同意を得て看取りケアを行った場合に加算されます。】※45 日を限度として

△　新興感染症等施設療養費　…　２４０　単位／日

【入所者が厚生労働大臣の定める感染症に感染した場合、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスをおこなった場合に１月に１回、連続する５日を限度として算定する。】

※現時点では指定されている感染症はない

◎　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）　…　１０　単位／月

【新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築し、上記以外の一般的な感染症について、協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行い、医療機関や医師会等が定期的に行う感染対策研修に１年に１回以上参加した場合に加算されます。】　※Ⅱとの併算定可能

◎　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）　…　５　単位／月

【診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に１回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合に加算されます。】※Ⅰとの併算定可能

△　入所前後訪問指導加算（Ⅰ）…　４５０　単位／回

【入所予定日前後に自宅へ訪問し、退所を目的とした計画や診療方針を策定した場合に加算されます。】

△　入退所前連携加算（Ⅰ）…　６００　単位／回

【①入所日前後に利用者が退所後に希望する居宅介護支援事業所と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、②退所に先立って利用者が希望する居宅介護支援事業所に対し、居宅サービス等に必要な情報を提供し連携して退所調整を行った場合に加算されます。】

△　入退所前連携加算（Ⅱ）…　４００　単位／回

【上記加算の①の要件を満たした場合に加算されます。】

△　退所時情報提供加算（Ⅰ）…　５００　単位／回

【退所後、利用者の主治医に対し、診療状況等を示す文書を添えて紹介を行った場合に加算されます。】※１月につき１回を限度

△　退所時情報提供加算（Ⅱ）…　２５０　単位／回

【医療機関へ退所した際、入所者の心身の状況等の情報を医療機関へ対して提供した場合に加算されます。】※１月につき１回を限度

△　退所時栄養情報連携加算　７０　単位／回

【管理栄養士が入所者の栄養管理に関する情報を退所先の医療機関、他の介護保険施設等に提供した場合に加算されます。】※１月につき１回を限度

△　試行的退所時指導加算…　４００　単位／回

【入所期間が１月を超える利用者をその居宅において試行的に退所させる場合において、退所時に利用者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。】※１月につき１回を限度

△　所定疾患施設療養費Ⅱ…　４８０　単位／回

【肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の利用者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定されます。】

※１人につき、１月に１回連続する１０日を限度

△　訪問看護指示加算…　３００　単位／回

【退所時に、施設の医師が診療に基づき、指定訪問看護、指定複合型サービス等の利用が必要であると認め、本人の同意を得て、訪問看護の指示書の交付を行った場合に加算されます。】

△　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ…　１４０　単位／回　（退所月のみ）

【研修を受けた施設の医師又は薬剤師が入所後かかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることについて説明し合意を得て、入所前に６種類以上の内服薬が処方されている利用者に対して、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合、退所時に加算されます。】

△　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ…　７０　単位／回　（退所月のみ）

【研修を受けた施設の医師又は薬剤師が入所後かかりつけ医に状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることについて説明し合意を得て、入所前に６種類以上の内服薬が処方されている利用者に対して、施設において薬剤を評価・調整した場合、退所時に加算されます。】

△　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）…　２４０　単位／回　（退所月のみ）

【上記（Ⅰ）を算定し、利用者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって適切かつ有効な実施のための情報を活用した場合退所時に加算されます。】

△　かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）…　１００　単位／回　（退所月のみ）

【上記（Ⅰ）と（Ⅱ）を算定し、多剤投与されている利用者が施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、施設の医師が入所時に処方されていた内服薬を退所時に減薬する取り組みを行った場合に加算されます。】

※利用者１人につき１回を限度

◎　協力医療機関連携加算　１００　単位／回（2024 年度まで）

※　５０　単位／回（2025 年度から）

【協力医療機関との間で、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合に加算されます。】

△　緊急時施設療養費（緊急時治療管理）　５１８単位／日

【利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定されます。】

△　緊急時施設療養費（特定治療）　診療報酬の算定方法

【やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療について、診療報酬の算定方法で算定されます。】

△　再入所時栄養連携加算…　２００　単位／回

【利用者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保険施設の管理栄養士が医療機関の栄養士を連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。】

△　経口維持加算（Ⅰ）…　４００　単位／月

【食事において摂食障害や誤嚥を有する利用者に対し、医師または歯科医師の指示に基づき、様々な専門職が共同して会議や計画等を作成し、医師や歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行い、経口による継続的な食事の支援を行った場合に加算されます。】

△　経口維持加算（Ⅱ）…　１００　単位／月

【協力歯科医療機関を定めた上で、医師（配置医師を覗く）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか１名以上が食事の観察及び会議等に加わった場合に、経口維持加算（Ⅰ）に加えて（Ⅱ）が加算されます。】

△　口腔衛生管理加算（Ⅰ）…　９０　単位／月

【歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者の口腔衛生等の計画を作成し、歯科衛生士が利用者に対し口腔衛生管理を月に２回以上行い、また介護職員に対し技術的助言及び指導をおこなった場合に加算されます。】

△　口腔衛生管理加算（Ⅱ）…　１１０　単位／月

【上記の（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生管理計画の内容を厚生労働省へ提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって適切かつ有効な実施のための情報を活用した場合に加算されます。】

△　褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）…　３　単位／月

【個別に褥瘡の発生リスクについて入所時等に評価し、その後も一定期間で評価した結果を厚生労働省へ提出し、褥瘡管理の実施に当たってこの情報等を活用すること、加えて多職種が共同して計画書を作成し、管理内容を記録、見直し等を行った場合に加算されます。】

△　褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）…　１３　単位／月

【上記（Ⅰ）の要件を満たしており、入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について褥瘡が治癒したこと、または褥瘡が発生するリスクがある利用者について、褥瘡の発生がない場合に加算されます。】

◎　生産性向上推進体制加算（Ⅰ）…　１００　単位／月

【下記のⅡの要件を満たし、Ⅱのデータにより業務改善の取組による成果を確認している、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している、職員間の適切な役割分担の取組等を行った場合に加算されます。】

△　排せつ支援加算（Ⅰ）…　１０　単位／月

【排泄に介護を要する利用者に、要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が入所時等に評価すると共に、定期的に評価を行い、その結果を厚生労働省へ提出し、排せつ支援に当たっての情報を活用した場合、加えて多職種で支援計画を作成し継続した支援を行った場合に加算されます。】

△　排せつ支援加算（Ⅱ）…　１５　単位／月

【上記（Ⅰ）の要件を満たしており、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと、又はおむつ使用ありから使用なしに改善、尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます。】

△　排せつ支援加算（Ⅲ）…　２０　単位／月

【上記（Ⅰ）の要件を満たしており、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと、かつおむつ使用ありから使用なしに改善、尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます。】

△　認知症チームケア推進加算（Ⅰ）　１５０　単位／月

【入所者総数の内、認知症利用者の占める割合が 1/2 以上であり、認知症予防等に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者等を１名以上配置し、個別に認知症ケア計画に基づき、チームケアを実施した場合に加算されます。】　※Ⅱとの併算定不可

△　認知症チームケア推進加算（Ⅱ）　１２０　単位／月

【入所者総数の内、認知症利用者の占める割合が 1/2 以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を１名以上配置し、個別に認知症ケア計画に基づき、チームケアを実施した場合に加算されます。】

※Ⅰとの併算定不可

◎　科学的介護推進体制加算（Ⅱ）…　６０　単位／月

【上記（Ⅰ）の要件に加え、疾病の状況や服薬情報等を厚生労働省へ提出した場合に加算されます。】

◎　安全対策体制加算…　２０　単位／月　（入所月のみ）

【外部の研修を受けた担当者を配置した上で、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備した場合に加算されます。】

※この加算は令和３年４月１日以降に入所した方が対象となります。

◎　介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）…　所定単位数に９．７％乗じた単位数

【介護職員の処遇改善の拡大のため、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境の改善の取組を進める事業所で、所定の要件を満たす事業所に対して加算されます。】

※　地域区分単価（1単位当たりの単価）は、平成３０年４月１日から「徳島市」は「７級地：10.14 円」となり、サービス費・加算の合計金額に 1.014 を乗じた金額をご請求いたします。

【介護保険給付適応外】

△　食費（１日あたり）

朝食：４５０円 、 昼食：７５０円 、 夕食：６５０円　（1日：1，８５０円）

負担段階	１段階	２段階	３段階 ①	３段階 ②	４段階（基準額）
１日の上限額	３００円	３９０円	６８０円	１，４２０円	１，８５０円

◎　居住費（１日あたり）

負担段階	１段階	２段階	３段階①	３段階②	４段階（基準額）
多床室	０円	４３０円	４３０円	４３０円	６９７円
従来型個室	５５０円	５５０円	１，３７０円	１，４７０円	１，７２８円

※負担限度額の詳細については各市町村にお確かめ下さい。

△　居室利用料…個室Ａ：５，０００円（４室）・個室Ｂ：４，０００（３室）
２人部屋：１，５００円（１０室）

【個室及び２人部屋をご利用時は居住費とは別に、特別室料として上記費用が各対象の部屋ごとに発生いたします。なお、個室には専用トイレを設置しており、個室および２人部屋のいずれも Wi-Fi 環境を整えております。】

△　洗濯代（実費）…４０円／１００ｇ当たり

【持ち帰られて洗濯された場合、費用は発生いたしません。ただし、尿や便汚染などがあった場合は、臭いや感染対策により施設で洗濯を行い、それに係った費用をご請求させていただきます。】

△　文書料…

1. 健康診断書・一般診断書・証明書＝２，２００円
2. 警察用診断書・証明書（簡単なもの）＝３，３００円
3. 生命保険用診断書・証明書＝５，５００円
4. 年金関係診断書＝５，５００円
5. 身体障害者用診断書＝５，５００円以上
6. 死亡診断書（死体検案書）市町村提出用＝５，５００円以上
7. 傷病手当金支給申請書＝１，１００円

※その他の診断書及び証明書等については内容により別途徴収させていただきます。

△　栄養補助食品…明治メイバランスミニ　＝９７円／個
明治メイバランスブリックゼリー＝６４円／個
森永すっきりクリミール　＝１０２円／個

【嚥下困難や食欲低下等により食事があまり摂れない方や低栄養の方に対して、医師の指示に基づいて栄養補助食品を提供する場合の費用については、施設が負担いたします。】

△　電化製品使用料…５０円／日

【テレビ等のコンセントを使用する電化製品を持ち込まれた場合は、上記の費用が発生いたします。（但し携帯電話などの充電器は除きます。）】

△　テレビレンタル料…１００円（電気代込みで１５０円／日）

介護老人保健施設リハビリセンター　グリーン TAOKA を入所利用するに当たり、介護老人保健施設入所利用契約書及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

介護老人保健施設
リハビリセンター　グリーン TAOKA　施設長　殿

令和　　年　　月　　日

＜説明者職氏名＞　　職　種　　支援相談員

氏　　名　　印

＜利用者（契約者）＞

住　　所

氏　　名　　印

＜署名代行者（家族等）＞

住　　所

氏　　名　　印

電話番号

【本契約書５条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

□署名代行者と同じ　（下記のご記入は不要です）

□署名代行者と異なる（下記にご記入下さい）

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電 話 番 号	

【本契約書１６条の緊急時の連絡先】

□署名代行者と同じ　（下記のご記入は不要です）

□署名代行者と異なる（下記にご記入下さい）

・氏　　名	（続柄　　）
・住　　所	
・電 話 番 号	